

環境影響評価書案審査意見書

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
（公印省略）

記

第1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東日本旅客鉄道株式会社
代表者：代表取締役社長 深澤 祐二
所在地：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 対象事業の名称及び種類
名称：羽田空港アクセス線（仮称）整備事業
種類：鉄道の建設、鉄道の改良
- 対象事業の区間
起点：東京都港区芝浦一丁目
終点：東京都大田区羽田空港三丁目

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 高架橋区間には中高層の住宅等が近接し、工事の完了後に鉄道騒音の著しい影響が懸念されることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の鉄道騒音の低減に努めること。また、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定し、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて更なる対策を講じること。
- 2 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、沿線住民に対して、工事内容等の詳細な情報を積極的に提供するとともに、環境保全のための措置を徹底し、建設作業による騒音・振動の低減に努めること。